

(契約外事項の協議)

第七条 本契約に定めのない事項が生じたとき、または本契約に定めた事項に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

この契約の証として、この証書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住所

氏名

乙 住所 東京都渋谷区神宮前4 - 1 - 24 オフィスイワタ第1 2F
東京都国立市富士見台1 - 10 - 15 宝ビル105

氏名 らいふづらん作成工房
ファイナンシャルプランナー 齊木正夫

ファイナンシャルプランニング顧問契約書

_____（以下甲と言う）とらいふづらん作成工房齊木正夫（以下乙という）とは、甲に対するファイナンシャルプランニングサービスを乙が行うことに対し、次のように契約を締結する。

（ファイナンシャルプランニングの目的）

第一条 乙は甲が希望する今後のライフプランにのっとり、そのライフプランを達成するためのプランニングおよびコンサルテーションを甲に提供する。

（ファイナンシャルプランニングの内容）

第二条 乙が提供するプランニングおよびコンサルテーションは、資金運用、保険設計、不動産活用、相続設計などのいわゆるファイナンシャルプランニングの分野、およびそれに関連する分野に限られる。

（秘密保持）

第三条 乙はこの契約に関連して知りえた甲の資産状況およびその他の事情については、決して他に漏らしてはならない。

（報酬）

第四条 甲は乙のサービスに対し報酬を支払う。報酬は年額 50,000 円（消費税別）とし、契約時に前払いとする。

（契約期間）

第五条 契約の期間は 1 年とする。但し、双方解約の意思を示さない場合は、もう 1 年継続し、その後も同様とする。継続費用は 30,000 円（消費税別）とする。

（解約）

第六条 甲および乙は契約の解約を望む場合、その意思を相手側に伝える。解約はその意思を双方が確認した 1 ヶ月後に成立するものとする。解約の成立後、乙は速やかに未消化月となった報酬額分を甲に返済する。